

京田辺ブランド一休品認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京田辺市観光協会が優れた产品及び食品を「京田辺ブランド一休品」（以下「一休品」という。）として認定し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進及び京田辺市のイメージの向上を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(対象品)

第2条 一休品として認定する产品及び食品は、加工食品をはじめ、料理、工芸品、雑貨を含むものとし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 京田辺市の地域資源に関連づけられたもの
- (2) 内容、品質の充実したもの
- (3) 価格が適正であるもの
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、計量法（平成4年法律第51号）、意匠法（昭和34年法律第125号）その他関係法規に違反していないもの
- (5) その他観光協会会長が一休品として適当と認めたもの

(申請資格)

第3条 一休品認定の申請ができる者は、観光協会一般会員又は観光協会特別会員であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京田辺市で商品を製造し、又は販売している個人若しくは法人
- (2) 京田辺市で商品を企画開発した商品で商品開発事業者
- (3) 京田辺市産の原材料等を使用し、又は京田辺市の地域資源に関連づけられた経済的価値のある商品を製作販売している事業者
- (4) 京田辺市産の食材を使用し、又は京田辺市の地域資源に関連づけられた経済的価値のある食品を提供している飲食店

(申請)

第4条 一休品の認定（認定の更新又は変更の場合を含む。）を受けようとする者は、京田辺ブランド一休品認定（新規・更新・変更）申請書（別記様式第1号）に一休品の認定を受けようとする产品及び食品の見本等を添えて観

光協会会長に提出しなければならない。

- 2 一休品の認定を受けようとする者が申請できる产品及び食品の数は、原則として3項目とする。

(審査委員会)

第5条 一休品の審査を行うため、京田辺ブランド一休品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の組織)

第6条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、観光協会会長とする。
- 3 委員は、次に掲げる組織に所属する者をもって充てる。

- (1) 京田辺市観光協会
- (2) 京都やましろ農業協同組合
- (3) 京田辺市商工会
- (4) 京田辺市経済環境部
- (5) その他委員長が必要と認める者

(会議)

第7条 委員長は会議を招集し、会務を総理し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。審査委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(一休品の認定)

第8条 一休品の認定は、審査委員会の審査結果により、観光協会会長がこれを行う。

- 2 観光協会会長は、認定を受けた者に京田辺ブランド一休品認定書（別記様式第2号）を交付するとともに、認定を受けた者及び認定品についての情報を公表するものとする。

(一休品マーク)

第9条 一休品として認定した产品及び食品には、一休品マークを標示することができる。

- 2 一休品マークの規格、紋様及び色彩は、別記様式第3号によるものとする

。ただし、商品等の形質上当該様式に基づくことが困難と認められる場合にあっては、観光協会会長の承認を得て、これを一部変更することができるものとする。

3 一休品マークは、一休品以外のものに使用してはならない。

4 一休品マークのシール貼付又は印刷表示に要する費用は、認定を受けた者の負担とする。

(一休品の有効期間)

第10条 一休品の有効期間は、第8条の規定による認定を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までとし、一休品の内容に変更があった場合は、変更が生じた日の前日までとする。ただし、観光協会会長が認めるときはこれを継続使用することができる。

2 前項の規定により一休品販売を継続しようとする者は、有効期間満了前1か月以内に、更新申請を行わなければならない。

(変更申請)

第11条 一休品の取扱者は、一休品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更申請を行わなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 一休品の名称を変更したとき。

(3) 一休品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(4) その他申請書の記載事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じたとき。

(認定の取消)

第12条 観光協会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける資格を欠くに至った場合

(2) 虚偽の申請により認定を受けた場合

(3) 产品及び食品の品質等が一休品認定の要件に合致しなくなった場合

(4) 一休品マークを不正に使用した場合

(5) 一休品の製造及び販売を中止した場合

(6) 食品衛生法その他関係法令に違反した場合

(7) その他認定が適当でない事実が明らかになった場合

(一休品の欠陥による損害賠償)

第13条 一休品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合において、観光協会はその賠償の責を負わない。

(販売促進事業への参加)

第14条 一休品の取扱者は、観光協会が行う共同販売等の販売促進事業の取り組みに積極的に参加するものとする。

(一休品の取扱者の責務)

第15条 一休品の取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者と連携し、積極的に一休品イメージ向上に努めなければならない。

2 一休品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに観光協会へ報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(観光協会の責務)

第16条 観光協会は、一休品のPR等販売促進に努め、地域事業者及び地域産業の振興及び活性化に貢献するように努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、観光協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市観光協会会長

住所

法人（団体）名

代表者名

⑩

電話番号

京田辺ブランド一休品認定（新規・更新・変更）申請書

京田辺ブランド一休品認定を受けたいので、京田辺ブランド一休品認定事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	商品（食品）名	
2	商品の分類	1 加工食品 2 料理 3 工芸品 4 雑貨 5 その他（ ）
3	製造者名	
	製造者所在地	
4	主要販売者名	
	主要販売者所在地	
5	商品（食品）発売年月	年 月
6	年間生産量	（単位 ）
7	販売価格	円
8	賞味（消費）期間	
9	保存方法	※いずれかに○をつけてください。 1 常温 2 要冷蔵 3 要冷凍

1 0	コンセプト・特徴やこだわり等	<p>※いずれかに○をつけてください。</p> <p>1 京田辺市産の原材料等を使用している。（原材料名： ）</p> <p>2 京田辺らしさを持ち合わせている商品である。（理由： ）</p> <p>3 品評会等で入賞している。（品評会等の名称と賞の名称： ）</p> <p>4 特許を有している。</p> <p>※その他、商品（料理等）に対する思い、京田辺市との縁、こだわった技術や製法などを教えてください。</p>
1 1	販売戦略	<p>※ターゲットとする顧客像や販売対象エリアなどの計画を教えてください。</p>

【記入方法・添付書類】

- ① 商品については、上記1～10を、食品については、上記1及び4、6、9～10を記入してください。
- ② 食品とは、飲食店が提供している料理、喫茶の項目を指します。
- ③ 商品サンプルを審査委員会が定めた提出期日までに1個添付してください。
添付できない場合は、写真、カタログ等を添付してください。
- ④ 変更申請の場合は、変更箇所を朱書きで明示してください。

様式第2号（第8条関係）

認定第 号



京田辺ブランド一休品認定書

京田辺ブランド一休品認定事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり「京田辺ブランド一休品」として認定します。

年 月 日

住所

法人（団体）名

代表者名

様

京田辺市観光協会

会長



京田辺ブランド一休品名

認定期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第3号（第9条関係）

京田辺ブランド一休品マーク

